

平成19年度  
社会的養護施設に関する実態調査  
中間報告書

平成20年10月  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

# 目次

## 第Ⅰ章 調査概要

1. 調査の背景と目的 .....	1
2. 調査1 社会的養護施設に関する実態調査について .....	2
(1) 調査内容 .....	2
(2) 調査対象施設 .....	2
(3) 調査方法 .....	3
(4) 調査項目 .....	3
3. 調査2 平成20年度社会的養護における施設ケアに関する 実態調査のための試行的調査 .....	10

## 第Ⅱ章 調査1「社会的養護施設に関する実態調査」調査結果

1. 回収状況 .....	13
2. 施設調査 .....	16
(1) 各施設における入所の状況 .....	16
(2) 各施設における運営の状況 .....	26
3. 児童個票 .....	36
(1) 基本属性 .....	36
(2) 親（または主たる保護者）の状況 .....	42
(3) 入所世帯の状況（母子生活支援施設のみ） .....	44
(4) 入所児童の心身の状況 .....	46
(5) ケアの適合状況 .....	61
4. 職員勤務状況調査 .....	67
(1) 職員の基本情報 .....	67
(2) 専門ケア職種の配置状況 .....	70
(3) 職員の資格保有状況 .....	71
(4) 直接ケア職種の1週間の勤務状況 .....	74



# **第Ⅰ章 調査概要**

---

## 1. 調査の背景と目的

近年、社会的養護を必要とする児童の増加や虐待等子どもの抱える背景の多様化・複雑化が指摘される中、社会的養護体制はこのような状況に適切に対応することが求められている。

このような状況の中、議員立法として提出され、平成19年5月に成立した児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）の附則において、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定された。

このような状況を踏まえて、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会では、子どもの状態に応じた支援体制について、①子どもの状態に応じた心理ケア、治療的ケアの充実・強化、②パーマネンシーケア（継続した生活環境や人間関係に基づくケア）の強化、③施設における小規模ケアの推進の三つの観点から、人員配置基準等の見直し等を含めたケアの改善に向けた方策の検討が必要であり、その際には、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果等を十分に踏まえて検討を行うことが必要とされた。

本調査は、上記の経過を受けて、厚生労働省において、みずほ情報総研に委託して、以下の2つの調査・分析を行い、今後の社会的養護の施設類型のあり方の見直し等の検討に資する資料入手することを目的として実施した。

### 【調査1　社会的養護施設に関する実態調査】

#### ❖ 施設調査

社会的養護を必要とする児童が入所する施設（以下、「社会的養護施設」という。）のケアの形態を含む運営状況等及び児童の在籍状況調査

#### ❖ 児童個票調査

社会的養護施設における入所児童の心身の状況や入所児童に対するケアの適合状況及びケアの負担状況調査

#### ❖ 職員勤務状況調査

社会的養護施設における職員の職種別配置状況や勤務状況の調査

### 【調査2　平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査のための試行的調査】

#### ❖ 乳児院における24時間タイムスタディによる業務量に関する調査

## 2. 調査1　社会的養護施設に関する実態調査について

### (1) 調査内容

#### 1) 施設調査

調査対象施設における在籍児童数、職員数、ケアの形態を含む運営状況等の施設属性を把握することを目的として実施した。

#### 2) 児童個票調査

平成20年3月1日現在調査対象施設に入所している児童の心身の状況の実態を把握することを目的として実施した。また、施設機能と入所児童の状態像との不適合が発生していると判断される場合に、下記の事柄を把握することを目的として実施した。

- ❖ 現在の入所施設よりも他に適している施設があると考えられる児童数
- ❖ 上記児童に適していると考えられる施設とその理由
- ❖ 上記児童についてのケアの負担感
- ❖ 上記児童の心身の状況及び情緒・行動上の問題特性等

これにより、各施設において職員のケア負担感が大きい児童の特性や、児童の特性とケアの適合状況を定量的に把握することを目指した。

#### 3) 職員勤務状況調査

職種別の職員配置、勤務状況、職員の保有資格の状況等について把握することを目的として実施した。

### (2) 調査対象施設

調査は、以下の5種類の施設を対象として全1,040施設（平成20年3月1日時点）で把握している施設数）について調査を行った<sup>1</sup>。

- ❖ 乳児院（121施設）
- ❖ 児童養護施設（559施設）
- ❖ 情緒障害児短期治療施設（31施設）
- ❖ 児童自立支援施設（58施設）
- ❖ 母子生活支援施設（271施設）

<sup>1</sup> ただし、平成20年3月1日時点で入所児童のいない施設（廃止予定施設）については調査対象外とした。

### (3) 調査方法

電子調査票を用いた悉皆調査を行った。調査対象施設に対し、郵送にて調査関連資料を入手するためのインターネット上のウェブサイトの案内を行い、ウェブサイトを通じて施設種類別に電子調査票の配信を行った。

調査票の記入は施設の事務担当職員に依頼し、児童個票については調査項目の内容に応じて、医師や看護師、児童のケアを担当する保育士、児童指導員、心理療法担当職員等に調査項目の記入を依頼した。

記入を終えた電子調査票を、調査事務局宛にメールに添付して返送又はメディアに収めて郵送する形で回収を行った。また、電子調査票に対応していない施設に対しては、電子調査票と同内容の印刷された調査票を郵送にて配布し、郵送回収を行い、調査事務局にて電子データ化を行った。

### (4) 調査項目

#### 1) 施設調査票

##### ❖ 入所定員数及び在籍児童数

平成 20 年 3 月 1 日時点の施設における入所定員数及び在籍児童数

##### ❖ 平成 18 年度の入退所児童数

平成 18 年度の施設における入所児童数及び退所児童数実績

##### ❖ 年齢層別退所理由

平成 18 年度の退所児童についての退所理由（退所先）別の内訳

##### ❖ 加算対象児童

平成 20 年 3 月 1 日時点で国の定める各種加算等の対象となる児童数等

##### ❖ 平均入所期間

平成 20 年 3 月 1 日時点で施設に在籍する児童の平均入所期間

##### ❖ 平成 18 年度予算

平成 18 年度の施設の入所児童のケアに係る運営予算及び人件費支出

##### ❖ 職員数

平成 20 年 3 月 1 日時点で施設と契約のある常勤職員及び非常勤職員数

##### ❖ ボランティア・実習生の受け入れ状況

平成 18 年度のボランティア及び実習生の受け入れ実績（延べ人数）

❖ ケアの形態

平成 20 年 3 月 1 日時点の施設のケアの提供体制

❖ 家族療法の実施状況

平成 18 年度の家族療法の実施実績及び平成 19 年度中の実施状況

❖ 今後必要とする事柄

施設が今後も適切な運営やケアを行っていくために、最も必要だと考える事柄

2) 児童個票<sup>2</sup>

❖ 生年月・性別

当該児童の生まれた年月及び性別

❖ 施設への入所年月

当該児童の施設への入所年月及び入所回数

❖ 養護問題発生理由

当該児童の養護問題が発生した理由

❖ 入所前の居所

当該児童の施設への入所前の居所

❖ 兄弟の状況

当該児童の兄弟(姉妹含む)の入所有無(同施設に限定)

❖ 他の入所経験施設

当該児童が現在の施設以外に入所したことのある施設(里親含む)

❖ 保護者の状況

当該児童の保護者の状況

❖ 「保護者の状況」で「両親ともいない又は不明」を選択した場合の主たる保護者

「両親ともいない又は不明」の場合の当該児童の主たる保護者

❖ 家庭復帰の見通し【保護者がいる場合のみ】

当該児童の家庭復帰の見通し

---

<sup>2</sup>母子生活支援施設の児童の個票は 1 世帯票につき児童 4 名まで記入する形であったため、世帯の児童数が 5 人以上の場合は、当該施設においてケア負担が重いと考えられる児童を優先して 4 人までの回答となっている。

- ❖ 通学等の有無（児童養護施設入所児童のみ）  
当該児童の通学・通園の有無
- ❖ 通学等の状況【通学等有りの場合】  
当該児童の通学・通園の状況
- ❖ 障害者手帳所持の状況  
当該児童の保護者の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者福祉手帳）、精神障害者保健福祉手帳）の所持の状況
- ❖ 養育の困難度  
当該児童の保護者にみられる要因別養育の困難度
- ❖ 養育に関する問題状況  
保護者の養育の困難と関連すると考えられる問題状況
- ❖ 情緒・行動上の問題状況  
当該児童の情緒・行動上の問題傾向（全 17 項目、乳児院のみ 10 項目）についての評価（項目名は次頁参照）

全項目について次のいずれかで職員が判定：

- 「0. 評価対象外」（評価対象年齢に該当しない場合）
- 「1. 疑いなし（問題は全くみられない）」
- 「2. やや疑いあり」
- 「3. 疑いあり」
- 「4. 確かに問題あり」
- 「5. 判断困難」

- ※ 項目については、情緒・行動上の問題リスト『子ども・家族への支援計画を立てるために－子ども自立支援計画ガイドライン』（児童自立支援計画研究会 編）を参考に、有識者の意見を踏まえ項目の一部修正・追加を行った上で作成した。
- ※ 調査では、評価項目の評価対象年齢は参考年齢とし、範囲外の年齢であっても当該児童が該当すると考えられる場合は評価するものとした。
- ※ 項目の詳細説明は、『子ども・家族への支援計画を立てるために－子ども自立支援計画ガイドライン』の p491-495 を参照。

番号	乳児院の項目番号	情緒・行動上の問題項目名	評価対象年齢
1	1	自閉的傾向	4か月～15歳
2	2	養育者との関係性	2歳～10歳
3	3	注意欠陥・多動傾向	2歳～15歳
4	4	反社会的行動傾向	2歳以上
5		抑うつ傾向	7歳以上
6		学習障害傾向	7歳～15歳
7		物質使用	11歳以上
8	5	自傷行為	2歳以上
9		集団不適応	7歳以上
10		社会的引きこもり	16歳以上
11	6	排泄問題	5歳～10歳
12		摂食障害傾向	7歳以上
13		睡眠問題	7歳以上
14	7	言語能力の発達遅延・障害	2歳以上
15	8	知的障害	3歳以上
16	9	施設内における他児へのいじめ	3歳以上
17	10	施設内における他児からのいじめ	3歳以上

#### ❖ 身体疾患・身体障害

当該児童の身体疾患・身体障害の状況（医師の診断を伴うもの）

#### ❖ 主な身体疾患・身体障害【身体疾患・身体障害有りの場合】

当該児童の主な身体疾患・身体障害の種類

身体疾患	1. 外科系	身体障害	9. 視覚障害
	2. 内臓系		10. 聴覚障害（難聴）
	3. アトピー性皮膚炎		11. 言語・音声障害（ろうあ）
	4. アトピー以外の皮膚の病気		12. 肢体不自由
	5. 泌尿器の病気		13. 内部（内臓）障害
	6. 耳鼻科・眼科の病気		14. 免疫機能障害
	7. 喘息		15. その他
	8. 喘息以外のアレルギーの病気		

❖ 発達障害・行動障害等の状況

当該児童の発達障害・行動障害等の問題の状況（医師の診断又は疑いがあるもの）

❖ 主な発達障害・行動障害等種類【発達障害・行動障害等有りの場合】

当該児童の主な発達障害・行動障害等の種類

※下記の項目については、DSM-IV『精神障害の診断と統計の手引き』（アメリカ精神医学会）を参考に作成した。

発 達 障 害 系	1. 精神遅滞	学 習 障 害	気 分 障 害 系 そ の 他 の 障 害	28. 大うつ病性障害
	2. 読字障害			29. 気分変調性障害
	3. 書字表出障害			30. 双極性障害
	4. 算数障害			31. 異食症
	5. その他の学習障害			32. 反芻性障害
	6. 自閉性障害			33. 神経性無食欲症
	7. レット障害			34. 神経性大食症
	8. 小児期崩壊性障害			35. その他の摂食障害
	9. アスペルガー障害			36. 遺糞症
	10. その他の広汎性発達障害			37. 夜尿症
行 動 障 害 系	11. 発達性協調運動障害	広 汎 性 発 達 障 害	その 他 の 障 害	38. その他の排泄障害
	12. コミュニケーション障害 (音韻障害、吃音等)			39. 選択性緘默
	13. 注意欠陥・多動性障害			40. 常同運動障害
	14. 行為障害			41. 性障害及び性同一性障害
	15. 反抗挑戦性障害			42. 睡眠障害
不 安 障 害 系	16. パニック障害	恐 怖 性 障 害		43. 人格障害
	17. 全般性不安障害			44. 統合失調症
	18. 強迫性障害			45. その他の精神障害
	19. 外傷後ストレス障害			
	20. 単一恐怖			
	21. 対人恐怖			
	22. その他の恐怖性障害			
	23. 分離不安障害			
	24. 反応性愛着障害			
	25. 解離性障害			
	26. 転換性障害			
	27. その他の身体表現性障害			

❖ 障害者手帳所持の状況

当該児童の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者福祉手帳）、精神障害者保健福祉手帳）の所持の状況

❖ 定期的な通院の状況

当該児童の定期的な医療機関（精神科・心療内科及びその他の科）への通院の状況及び投薬状況

❖ 心理療法の状況

当該児童の心理療法の実施状況及び必要性

❖ 被虐待体験の有無

当該児童の被虐待経験の有無（ケア担当者の判断）

❖ 虐待の種類【被虐待体験有りの場合】

当該児童が受けた虐待種類

❖ 家族療法の状況

当該児童の家族療法の実施状況及び必要性

❖ 当該児童の主たるケア形態

当該児童の主たるケアの形態

❖ 当該児童の主たるケア形態以外のケア形態

主たるケア形態以外に、週末や休み期間のみ施設内で別の形態でケアを行っている場合などのケア形態（自由記述）

❖ ケアの担当制

当該児童に対するケアの担当制（単独／複数／チームのいずれか）

❖ ケアの適合状況

当該児童の情緒・行動上の問題状況の現況、身体疾患・身体障害、発達障害・行動障害等の状況等や普段のケア状況を踏まえた上で、その施設におけるケアが当該児童に適しているかどうか

❖ 適していると考えられる他の施設【ケアが適していないと回答した場合】

当該児童により適していると考えられる他の施設

❖ 適していないと考える理由【ケアが適していないと回答した場合】

当該児童にその施設のケアが適していないと考えられる理由（自由記述）

❖ ケアの負担感【ケアが適していないと回答した場合】

施設におけるケアが「適している」児童のケアと比較して、当該児童のケアの負担感を[1. 変わらない/2. やや重いケア負担/3. かなり重いケア負担]の三段階で評価

### 3) 職員勤務状況調査票

#### ❖ 各職員の職名の記入

調査対象期間（祝日を含まない 1 週間・各施設が任意に設定。例：3月 12 日(0:00)～3月 18 日(24:00)）に雇用契約のある全職員の職名（施設で用いている職名ではなく、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）等に規定されている職名を優先）

#### ❖ 資格の保有状況

各職員が保有する資格（資格記入対象の職員のみ）

#### ❖ 児童福祉施設での勤務経験年数

各職員の児童福祉施設での勤務経験年数。措置費の民間施設給与等改善費の対象となる職員の勤続年数の算定に準ずる経験年数

#### ❖ 雇用・勤務形態

常勤／非常勤／常勤住込／非常勤住込のいずれかを選択。

#### ❖ 1 週間の規定勤務時間数

常勤者の場合：当該施設の所定労働時間

非常勤者の場合：雇用契約時の所定労働時間

#### ❖ 当直区分

当直対象の職員の区分（調査対象期間における当直の実施有無を問わず）

#### ❖ 勤務時刻の記入

調査対象期間の 1 週間に実際の勤務の開始時刻と終了時刻

#### ❖ 通常の勤務時間を超えた主な対応内容

調査対象期間の 1 週間における規定外勤務時間で対応した内容のうち主たるもの

### 3. 調査2 平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査のための試行的調査

本調査は、乳児院を対象に、平成20年度に行う社会的養護における施設ケアに関する実態調査を行う際の調査手法を検討することを目的に、試行的にタイムスタディを行った。

調査を通じて明らかになった調査手法に関する課題は、以下の通りであった。

- ・本調査では介護や看護分野で使用しているケアコードやアセスメント票を用いたが、社会的養護に関わる業務内容に応じたケアコードやアセスメント項目の検討が必要であること。
- ・介護や看護分野ではタイムスタディを他計式により実施することが多い。しかしながら、社会的養護の場合には、児童に対するケアの一環として保護者や施設外資源と関わる業務が多いことから、他計式ではそれらの業務時間を的確に捕捉することは難しいと考えられた。こうしたことから、社会的養護に関するタイムスタディは、自計式で実施することが望ましいと考えられたこと。

平成20年度の調査を行う際には、これらの課題を踏まえたものとする。

なお、試行的調査の結果については、平成20年度の調査の結果と併せて分析を行うこととする。

## 第Ⅱ章 調査1 「社会的養護施設に関する実態調査」調査結果

---



## 1. 回収状況

本調査の施設調査票に基づく有効回収施設数は、下記のとおりである。この有効回収施設数を本報告書の集計対象施設としている。さらに、調査票及び設問ごとに、有効回答に限定して集計を行っている。

都道府県別の回収状況は次頁以降に示すとおりである。

図表 1 調査対象施設数と施設調査票の有効回収数

	総件数	有効回収数	有効回収率
乳児院	121	112	92.6%
児童養護施設	559	489	87.5%
情緒障害児短期治療施設	31	26	83.9%
児童自立支援施設	58	40	69.0%
母子生活支援施設	271	240	88.6%

図表 2 都道府県別調査対象施設と回収<sup>3</sup>

都道府県	乳児院			児童養護施設			情緒障害児短期治療施設		
	総件数	回収数	回収率	総件数	回収数	回収率	総件数	回収数	回収率
北海道	2	0	0.0%	23	22	95.7%	1	1	100.0%
青森県	3	3	100.0%	6	6	100.0%	—	—	—
岩手県	2	2	100.0%	6	6	100.0%	1	1	100.0%
宮城県	2	2	100.0%	5	5	100.0%	1	0	0.0%
秋田県	1	1	100.0%	4	4	100.0%	—	—	—
山形県	1	1	100.0%	5	5	100.0%	—	—	—
福島県	1	0	0.0%	8	7	87.5%	—	—	—
茨城県	2	2	100.0%	15	11	73.3%	1	1	100.0%
栃木県	2	2	100.0%	10	10	100.0%	—	—	—
群馬県	3	3	100.0%	6	5	83.3%	1	1	100.0%
埼玉県	5	4	80.0%	21	14	66.7%	—	—	—
千葉県	3	2	66.7%	19	14	73.7%	—	—	—
東京都	10	8	80.0%	47	45	95.7%	—	—	—
神奈川県	7	7	100.0%	26	22	84.6%	1	1	100.0%
新潟県	1	1	100.0%	5	5	100.0%	—	—	—
富山県	1	0	0.0%	3	3	100.0%	—	—	—
石川県	2	2	100.0%	8	7	87.5%	—	—	—
福井県	2	2	100.0%	5	4	80.0%	—	—	—
山梨県	1	1	100.0%	4	3	75.0%	—	—	—
長野県	4	4	100.0%	16	11	68.8%	1	1	100.0%
岐阜県	2	2	100.0%	10	8	80.0%	1	1	100.0%
静岡県	4	4	100.0%	14	12	85.7%	1	1	100.0%
愛知県	7	7	100.0%	31	30	96.8%	3	2	66.7%
三重県	2	2	100.0%	10	10	100.0%	—	—	—
滋賀県	1	1	100.0%	4	3	75.0%	1	1	100.0%
京都府	4	4	100.0%	13	9	69.2%	2	2	100.0%
大阪府	7	7	100.0%	36	35	97.2%	5	5	100.0%
兵庫県	7	7	100.0%	28	24	85.7%	1	1	100.0%
奈良県	2	2	100.0%	6	4	66.7%	—	—	—
和歌山县	1	1	100.0%	7	7	100.0%	—	—	—
鳥取県	2	2	100.0%	5	5	100.0%	1	1	100.0%
島根県	1	1	100.0%	3	3	100.0%	—	—	—
岡山県	1	1	100.0%	12	12	100.0%	1	0	0.0%
広島県	2	2	100.0%	11	11	100.0%	1	0	0.0%
山口県	1	1	100.0%	10	10	100.0%	1	1	100.0%
徳島県	1	1	100.0%	7	7	100.0%	—	—	—
香川県	1	1	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%
愛媛県	2	2	100.0%	10	10	100.0%	—	—	—
高知県	1	1	100.0%	8	7	87.5%	1	0	0.0%
福岡県	6	5	83.3%	20	16	80.0%	1	1	100.0%
佐賀県	1	1	100.0%	6	6	100.0%	—	—	—
長崎県	1	1	100.0%	11	10	90.9%	1	1	100.0%
熊本県	3	3	100.0%	12	10	83.3%	1	1	100.0%
大分県	1	1	100.0%	9	8	88.9%	—	—	—
宮崎県	1	1	100.0%	9	5	55.6%	—	—	—
鹿児島県	3	3	100.0%	14	12	85.7%	1	1	100.0%
沖縄県	1	1	100.0%	8	4	50.0%	—	—	—
合計	121	112	92.6%	559	490	87.7%	31	26	83.9%

<sup>3</sup> 各施設における該当職種については p67 の施設種類別集計対象職種一覧を参照のこと

都道府県	児童自立支援施設			母子生活支援施設		
	総件数	回収数	回収率	総件数	回収数	回収率
北海道	3	2	66.7%	11	10	90.9%
青森県	1	0	0.0%	3	3	100.0%
岩手県	1	0	0.0%	3	2	66.7%
宮城県	1	0	0.0%	6	6	100.0%
秋田県	1	1	100.0%	9	9	100.0%
山形県	1	1	100.0%	1	1	100.0%
福島県	1	0	0.0%	4	3	75.0%
茨城県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
栃木県	2	1	50.0%	3	2	66.7%
群馬県	1	1	100.0%	6	4	66.7%
埼玉県	2	2	100.0%	6	6	100.0%
千葉県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
東京都	2	2	100.0%	36	35	97.2%
神奈川県	3	2	66.7%	12	8	66.7%
新潟県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
富山县	1	1	100.0%	3	3	100.0%
石川県	1	1	100.0%	2	2	100.0%
福井県	1	0	0.0%	1	1	100.0%
山梨県	1	1	100.0%	1	1	100.0%
長野県	1	1	100.0%	5	3	60.0%
岐阜県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
静岡県	1	1	100.0%	3	2	66.7%
愛知県	2	2	100.0%	14	14	100.0%
三重県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
滋賀県	1	1	100.0%	2	1	50.0%
京都府	1	1	100.0%	5	4	80.0%
大阪府	3	2	66.7%	10	10	100.0%
兵庫県	2	2	100.0%	13	8	61.5%
奈良県	1	1	100.0%	4	1	25.0%
和歌山県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
鳥取県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
島根県	1	1	100.0%	3	3	100.0%
岡山县	1	1	100.0%	2	2	100.0%
広島県	1	0	0.0%	11	10	90.9%
山口県	1	1	100.0%	3	2	66.7%
徳島県	1	1	100.0%	3	3	100.0%
香川県	1	1	100.0%	2	1	50.0%
愛媛県	1	0	0.0%	6	5	83.3%
高知県	1	0	0.0%	2	2	100.0%
福岡県	1	1	100.0%	15	14	93.3%
佐賀県	1	1	100.0%	3	3	100.0%
長崎県	1	1	100.0%	3	3	100.0%
熊本県	1	1	100.0%	2	2	100.0%
大分県	1	0	0.0%	3	3	100.0%
宮崎県	1	1	100.0%	4	3	75.0%
鹿児島県	1	1	100.0%	8	8	100.0%
沖縄県	1	1	100.0%	3	3	100.0%
合計	58	45	77.6%	271	241	88.9%

## 2. 施設調査

### (1) 各施設における入所の状況

#### ❖ 入所定員数及び在籍児童数

本調査の有効回収数でみる平成20年3月1日時点の定員数及び在籍児童数は下記のとおりである。定員数に対する入所児童（世帯）比率については、最も入所児童比率（入所定員に占める在籍児童数の割合）が高いのは児童養護施設、最も低いのは児童自立支援施設である。

図表 3 入所定員数

入所定員数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計
乳児院	n=112	29.92	15.88	3,351
児童養護施設	n=489	61.26	25.58	29,956
情緒障害児短期治療施設	n=26	42.73	8.49	1,111
児童自立支援施設	n=40	71.35	42.25	2,854
母子生活支援施設	n=240	19.83	7.74	4,759

注)児童養護施設は地域小規模児童養護施設を含む定員数

※母子生活支援施設は入所定員世帯数(世帯)

図表 4 在籍児童数

在籍児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計
乳児院	n=112	26.99	14.68	3,023
児童養護施設	n=489	56.94	23.26	27,842
情緒障害児短期治療施設	n=26	36.50	11.33	949
児童自立支援施設	n=40	37.23	30.12	1,489
母子生活支援施設(在籍世帯数)	n=240	15.32	8.69	3,677
母子生活支援施設(在籍人数)	n=240	42.17	41.78	10,120

※有効回答施設分のみ

図表 5 入所児童比率

定員数に対する入所児童比率(%) (在籍児童数／入所定員数)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n=112	90.0%	12.0
児童養護施設	n=489	94.0%	9.0
情緒障害児短期治療施設	n=26	86.0%	21.0
児童自立支援施設	n=40	52.0%	24.0
母子生活支援施設	n=240	75.0%	25.0

※母子生活支援施設は在籍世帯数／入所定員世帯数(世帯)